

第 4 章 分野別施策の推進

1 女性

(1) 現状と課題

女性問題については、1975 年（昭和 50 年）の国際婦人年を契機として、取り組みが進められてきました。

国においては、1985 年（昭和 60 年）の「女子差別撤廃条約*」の批准以降、「男女共同参画社会基本法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定等、進められてきました。

県では、2003 年（平成 15 年）に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定、翌年には「岐阜県男女共同参画計画」（以下、「男女基本計画」という。）を策定し、取り組んできました。

これまでの取り組みを通して、男女の地位の不平等感や性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消の方向に向かっています。しかし、社会全体としては、女性の参画が進まない分野があるなど不平等感や性別による固定的な役割分担意識はまだ根強く残っており、引き続き男女共同参画社会づくりを進める必要があります。

「男女基本計画」は、各施策の検証結果を反映しつつ、それまでの実績を評価し、新たな課題に対応するため 5 年ごとに計画を見直し、男女共同参画社会づくりを推進して行きます。

「女性に対する暴力の根絶」については、男女基本計画においても主要課題の一つとしておりますが、2001 年（平成 13 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されたことから、県としても 2006 年（平成 18 年）に「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し施策を推進しています。「男女基本計画」と同様に 5 年ごとに見直し施策を推進していきます。

また、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を併せ持つ「県女性相談センター」と「県事務所福祉課」において、関係機関との連携のもと、女性に対する相談、ドメスティック・バイオレンス*（「以下「DV」という。）被害者の保護支援も実施しています。

DVは、その発見が困難なため、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、10 代・20 代の時に交際相手から暴力を振るわれたことがあるという女性も少なくなく、DVは婚姻関係、年齢を問わず起きています。

こうした背景もあり、「配偶者暴力相談支援センター*」、市町村福祉担当窓口における配偶者等からの暴力の相談件数は、年々増加傾向にあります。

職場においては、男女の待遇に差があるだけでなく、セクハラやマタニティ・

ハラスメント* (以下「マタハラ」という。) により、仕事がしづらくなったり、働きにくくなったりしている問題が大きくなっています。

さらに、アダルトビデオへの出演強要やJKビジネス*など、性犯罪や売買春など問題が多様化しています。

今後も、あらゆる層へ啓発することにより、暴力を許さない社会づくりをしていくとともに、思春期からの暴力予防教育により未然防止に取り組むことが必要です。

「人権に関する県民意識調査」の結果においても、「男女共同で家事・育児や介護などを担う社会の仕組みが十分整備されていないこと」、「性別による固定的な役割分担意識があること」などへの関心が、前回(2012年(平成24年)7月実施)同様に高くなっています。

また、DV、セクハラやマタハラに対する関心は、前回より高くなっており、新たに項目とした性犯罪や売買春についての関心も、高い割合になっています。

こうしたことから、引き続き男女平等意識の高揚が望まれます。

(2) 施策の方向

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」に向けた施策を総合的に推進します。

1) 人権尊重意識の確立と擁護

男女間の不平等感や、性別を理由とする差別や人権侵害は、男女共同参画社会の形成を阻害する要因といえます。様々な機会や媒体を活用して、人権尊重意識の高揚を図るため、啓発活動や相談体制の充実を図ります。

2) 女性に対する暴力の根絶

潜在化しがちな女性に対するあらゆる暴力(DV、セクハラ、マタハラ、性犯罪、売買春等)を許さない社会環境づくりのため、「女性に対する暴力をなくす運動」など啓発活動に努めます。また、女性に対する暴力の被害救済のため、「配偶者暴力相談支援センター」や「ぎふ性暴力被害者支援センター*」等の相談窓口の周知、各種広報活動を行います。

3) 男女平等意識の確立と性別役割分担意識の解消

「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「男性の方が優遇されている」や「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される固定的な性別役割分担意識は、少しずつ薄れつつありますが、まだその解消には至っていないため、政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するなど、様々な機会や媒体の活用により、啓発活動を進めます。

4) 「男女共同参画」社会の更なる推進

すべての県民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動とともに参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指すには、これまでの男性を中心とする働き方を見直すとともに、県民や事業者に対し、相談、支援や啓発を行っていきます。

5) 男女平等を基本とする教育・学習の充実

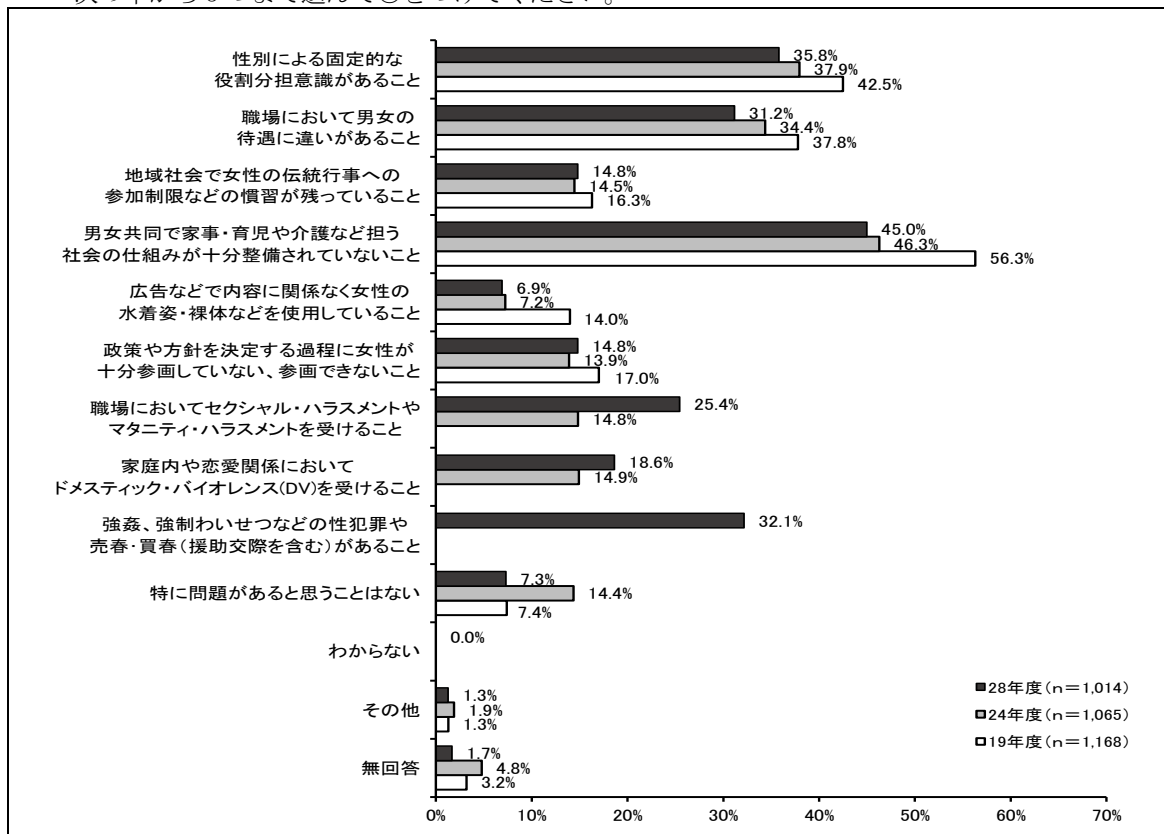
学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等や相互理解の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図り、教育活動全体を通して、個人の尊厳と男女平等に関する教育・学習を進めます。

具体的には、安易に性別で区別したり、「男のくせに」「女のくせに」といった偏見や男女格差を生み出したりすることがないように努め、子どもたち一人ひとりがその能力を充分発揮し、お互いを認め合い、共に生きることが出来る男女平等の考え方がいきわたった教育環境の整備に努めます。

また、各教科（道徳を含む）・特別活動・総合的な学習の時間などでの取り組みを充実させ、男女共同参画に関する法律や指針等の趣旨や内容についての理解を深めるとともに、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実や、職業体験やインターンシップ*の活動の提供などにより、望ましい勤労観・職業観を育むことに努めます。

■ 女性の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 女性の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



■ 女性の人権を尊重していくために必要なこと

Q 女性の人権を尊重していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。

